

○近畿地方整備局告示第162号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年9月30日

近畿地方整備局長 東川 直正

第1 起業者の名称 福井県

第2 事業の種類 一般国道416号改築工事(福井県福井市白方町30字山畠割地内から同市白方町28字山畠北一番地内まで)及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福井県福井市白方町28字山畠北一番、29字西山畠、30字山畠割及び41字円場割地内

2 使用の部分 福井県福井市白方町28字山畠北一番、29字西山畠、30字山畠割及び41字円場割地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道416号改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福井県福井市白方町30字山畠割地内から同市剣大谷町1字宮中地内までの延長7.77kmの区間（以下「本件区間」という。）

を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 416 号改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である福井県は、同法第 74 条の規定による認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 416 号（以下「本路線」という。）は、福井県福井市を起点とし、吉田郡永平寺町及び勝山市を經由して、石川県小松市に至る延長 88.2 km の主要幹線道路である。

本路線は、周辺に東尋坊等の観光資源があり年間を通じて県内外から観光客が訪れていること、高速自動車国道北陸自動車道福井北インターチェンジと福井港等とを結ぶアクセス道路としての機能を担っていることから、観光や物流における重要な路線であるとともに、地域住民の日常生活にも欠かすことのできない道路となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、交通混雑が発生しているほか、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める最小幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が複数存在するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、福井市宮ノ下町地内で 11,363 台／日であり、混雑度は 1.38 となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、現道における線形不良箇所等を解消する新たな道路が整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による天然記念物であるマガン、ヒシクイ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカワラハンミョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキアシハナダカバチモドキ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は

軽微であると予測されている。植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、いずれについても発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。また、工事期間中に新たに遺構等が発見された場合は、福井県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、その事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和50年8月22日に都市計画決定され、平成17年9月30日に変更決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の

事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福井市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 福井県福井市役所